**田口緑地の利用方法について**

１　利用者の範囲

　(1) 市内の公共的団体及びこれに準ずる団体

　(2) 市内に在住し、在勤し、または在学する者が代表する１０人以上の団体であって、その構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、または在学するもの

(3) その他市長が認めるもの

２　開場期間等

　(1) 開場期間　　６月１日から翌年の３月３１日まで

　　　　　　　　　※４、５月は芝生養生期間のため、休場とする。

　(2) 開場時間　　午前６時から午後６時まで

　(3) 休場日　　令和４年１２月２９日から令和５年１月３日までの日

３　利用方法

施設を利用する者は、あらかじめ市長の許可を受けるものとする。

４　予約方法

　　４ヶ月ごとに一度、ヤマト市民体育館前橋で利用調整会議を行い、利用受付を行う。

　　調整会議後は、随時予約を受け付ける。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 利用月 | 調整会議日 | 調整方法 |
| 第１回 | ６月 ・ ７月 |  4月19日（火） | 抽選方式　受付　18:00～18:30抽選開始　18:30（若番から）1団体 5コマ |
| 第２回 | ８月～１１月 |  6月21日（火） | 抽選方式　受付　18:00～18:30抽選開始　18:30（若番から）1団体 5コマ |
| 第３回 | １２月～３月 | 10月18日（火） | 抽選方式　受付　18:00～18:30抽選開始　18:30（若番から）1団体 5コマ |

５　利用時間帯

　　６～９時、９～１２時、１２～１５時、１５～１８時の３時間ごとに利用できるものとする。※３時間＝１コマ

６　利用可能日数

　　利用調整会議時：月５コマまで予約可

　　利用調整会議後：月１０コマまで予約可（調整会議当日の予約も可）

７　優先予約

　　次に掲げる利用については、利用調整会議より前に優先的に予約を行う場合がある。

　　また、「６　利用可能日数」の枠を超えて利用を行う場合がある。

　(1) 地元自治会での利用（田口町自治会）

(2) 前橋市が主催、共催または後援する大会等

(3) その他スポーツ課が必要と認めるもの

８　利用の制限

　(1) 雨天時の利用は、禁止とする。

　(2) スパイクシューズは、スポーツ課が必要と認めるものを除き禁止とする。

　(3) 天然芝保全のため、年間利用日数は、原則６０日程度とする。

　(4) 多目的広場において、野球、ソフトボールでの利用は禁止とする。

９　遵守事項

　(1) 利用許可を受けていない施設及び附属器具を使用しないこと。

　(2) 許可を受けないで、物品の販売、宣伝、寄附の募集その他これらに類する行為をしないこと。

　(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。

　(4) 火災その他の災害の防止に万全を期すること。

　(5) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

10　受付窓口

　　ヤマト市民体育館前橋（原則月曜休館）

　　住所　前橋市上佐鳥町４６０－７

　　電話　０２７－２６５－０９００

※この利用方法は、令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの利用について、適用するものとする。